

法務省民商第26号
平成30年2月27日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長
(公印省略)

法人名の振り仮名を国税庁法人番号公表サイトにおいて公表するための
商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

標記について、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定。以下「基本計画」という。）の別表（項目番62）において、法人が活動しやすい環境を実現すべく、平成30年度早期に、登記手続の申請の際に法人名の振り仮名の記載を求めるとともに、国税庁法人番号公表サイト（以下「公表サイト」という。）における振り仮名情報の提供を開始するとされたことを受け、本年3月12日から、下記のとおり、商業・法人登記の申請書に申請人の商号又は名称の振り仮名（以下「法人名の振り仮名」という。）の記載を求める取扱い等を開始することとしますので、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 趣旨及び経緯

平成27年10月5日から施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、国税庁は、当省から商業・法人登記の情報の提供を受け、会社法人等番号を活用して法人番号の付番を行うとともに、公表サイトにおいて、法人番号、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在場所の基本3情報を検索、閲覧することができるサービスを提供している。

公表サイトについては、検索方法に係る利便性向上の観点から、上記の基本3情報のほか、法人名の振り仮名情報を公表することが求められていたと

ころ、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、基本計画が定められ、その別表（項番62）において、平成30年度早期に、登記手続の申請の際に法人名の振り仮名の記載を求める、公表サイトにおける振り仮名情報の提供を開始するとされた。

これを受け、商業・法人登記の申請書に法人名の振り仮名の記載を求める取扱い等を開始するものである。

2 登記申請書に法人名の振り仮名の記載を求める取扱いについて

(1) 登記申請書への記載

登記申請書（オンライン申請の場合の申請書情報を含む。以下同じ。）には、法人名の振り仮名の記載を求めるものとする。

法人名の振り仮名は、会社又は法人の種類を表す部分を除いた商号又は名称の読みを片仮名で記載するものとする。

(2) 法人名の振り仮名の登録

登記官は、登記申請書に記載された法人名の振り仮名が公序良俗に反するものと認められる場合を除き、その記載のとおり、片仮名で登記情報システムに登録するものとする。

なお、申請人が法人名の振り仮名の記載の求めに応じない場合には、登記官は、最も一般的と考えられる法人名の振り仮名を片仮名で登記情報システムに登録するが、これについては、公表サイトにおける公表を行わない情報として管理する。

3 法人名の振り仮名の申出に係る取扱いについて

(1) 法人名の振り仮名の申出

会社又は法人の代表者であって登記所に印鑑を提出した者は、いつでも、本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、会社法人等番号、商号又は名称及びその振り仮名、本店又は主たる事務所等を記載し、登記所に提出した印鑑を押した書面により、法人名の振り仮名を申し出ができるものとする。

(2) 法人名の振り仮名の登録

(1)の申出がされた場合には、登記官は、立件簿に記録した上で、申出書に記載された法人名の振り仮名が公序良俗に反するものと認められる場合を除き、その記載のとおり、片仮名で登記情報システムに登録するもの

[REDACTED]

とする。

(3) 申出書の保存

(1)の申出書は、雑書つづり込み帳（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第34条第1項第17号）につづり込むものとする。

4 その他

外国会社については、税務署に提出した届出書等に記載された法人名の振り仮名が公表サイトにおいて公表されるものであるが、その登記に際し、登記官において読みを的確に登録することが困難であり、登記情報の検索方法に係る利便性を向上させる必要があることから、2及び3に準じて取り扱うものとする。

○ 商業登記等事務取扱手続準則新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(管理番号) 第7条 (略)</p> <p>(商号検索用ファイルの調製等) 第8条 登記所には、磁気ディスクをもって調製する商号検索用ファイルを備える。</p> <p>2 商号検索用ファイルには、登記した商号を記録しなければならない。この場合において、当該記録は、登記申請の調査の際に当該商号を片仮名で記録するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(会社法人等番号) 第7条 (同左)</p> <p>(商号検索用ファイルの調製等) 第8条 (同左)</p> <p>2 商号検索用ファイルには、登記した商号を記録しなければならない。この場合において、当該記録は、登記申請の調査の際に当該商号を片仮名(ローマ字その他の符号を用いた商号(以下「ローマ字商号」という。)のローマ字部分については、ローマ字)で記録するものとする。</p> <p>3 (同左)</p>